

点検整備の必要性について

自動車を構成する多くの部品は、使用している間に摩耗や劣化します。

お車を末永くご使用いただくために、定期的に点検を行い、その結果必要となった整備や部品交換を実施してください。

- お車が常に適切な状態で使用されるように、お客様には自動車の点検整備を確実に実施することが、道路運送車両法で義務付けられています。

定期点検整備などには専用の整備機器や、指定の油脂類、また、油脂類交換後の適切な処理などが必要なため、トヨタ販売店またはトヨタ認定サービス工場をご利用ください。

- 点検整備は、過去の整備データを参考に、自動車の使用状況に合った整備をする必要があります。

定期点検整備やオイル交換・部品交換などの実施記録は、その後の適切で経済的な点検整備を行う上で重要な情報となります。

日常点検やオイルの補充など、お客様が実施した事項は、必ず「日常点検記録」にご記入いただき、お車に常時保管してください。

- 車検（継続検査）は、その時点での国の基準（保安基準）に適合していることを、テスターや目視によってチェックする確認手続きで、検査の合格が安心して乗り続けられることを示すものではありません。

定期点検整備は、劣化した部分を整備するとともに、今後どう変わっていくかも予測して必要な整備（予防整備）を行い、未然に故障を防ぎ、次の点検までの安心を提供いたします。

点検整備の時期と種類

トヨタ車の点検整備・検査

自動車は多くの部品からなり、ご使用中に各部が摩耗したり、劣化します。
トヨタ車の点検整備・検査には、法令で定められた点検整備（法定点検）・検査と、トヨタが指定している点検整備がございます。
定期的に点検を行い、その結果必要となった整備や部品交換を実施いただくことは、末永くお車をお使いいただく上で大切なことです。

適切な時期に安心の点検・整備を

3ヶ月 6ヶ月 9ヶ月 12ヶ月 15ヶ月 18ヶ月 21ヶ月 24ヶ月 27ヶ月 30ヶ月 33ヶ月 36ヶ月												
法定点検車検	日常点検											
	法定 3ヶ月 点検	法定 3ヶ月 点検	法定 3ヶ月 点検	法定 12ヶ月 点検	法定 3ヶ月 点検	法定 3ヶ月 点検	法定 3ヶ月 点検	法定 12ヶ月 点検	法定 3ヶ月 点検	法定 3ヶ月 点検	法定 3ヶ月 点検	法定 12ヶ月 点検
				車検 ※1				車検 ※2				車検
トヨタが指定する点検整備	1,000km 無料点検	シビアコン ディション 点検・整備	シビアコン ディション 点検・整備	シビアコン ディション 点検・整備	シビアコン ディション 点検・整備	シビアコン ディション 点検・整備	シビアコン ディション 点検・整備	シビアコン ディション 点検・整備	シビアコン ディション 点検・整備	シビアコン ディション 点検・整備	シビアコン ディション 点検・整備	シビアコン ディション 点検・整備

※1 除く貨物車 ※2 全車

■ 法令で定められた点検整備・検査

お車を常に安全な状態でご使用いただけるように、道路運送車両法で定期的に実施することがお客様に義務付けされた点検整備および検査です。

日常点検： エンジンオイルの量、灯火類の作用など
定期点検^{*1}整備（3ヶ月点検）： ブレーキの液漏れ、ファンベルトの緩み・損傷など
（12ヶ月点検）： ブレーキディスクの摩耗・損傷、燃料装置の燃料漏れなど
継続検査（車検）： 保安基準に適合しているか、テスターや目視によって検査

定期点検整備は、劣化した部分を整備するとともに、今後の変化も予測して必要な整備（予防整備）を行い、故障を未然に防ぎ、次の点検までの安心を提供するものです。継続検査（車検）は、その時点で国の基準（保安基準）に適合しているかどうかを検査するものです。

^{*1} 定期点検項目は、点検整備方式をご参照ください。

■ トヨタが指定している点検整備

通常より厳しい条件で使用される場合の点検整備や油脂類、部品の定期的な交換および、安心して快適にご使用いただくための点検整備です。

シビアコンディション^{*2}時の点検整備:

一般的な使われ方よりも厳しい状態で使用される場合は、通常より短い期間での点検整備が必要になります。

^{*2} シビアコンディション

悪路（凸凹路、砂利道、雪道、未舗装路）	・ 運転者が体に衝撃（突き上げ感）を感じる荒れた路面 ・ 石をはね上げたり、わだち等により下廻りを当てたりする機会の多い路面、ホコリの多い路面 （目安:走行距離の30%以上）
走行距離が多い	走行距離が多い場合（目安:10,000km以上／月）
山道、登降坂路の頻繁な走行	登り下りが多く、ブレーキの使用回数が多い場合 （目安:走行距離の30%以上）
短距離走行の繰り返し	1回の走行距離が短く、水温（各部の温度）が低い状態での走行が多い走り方をする場合（目安:8km以下／回）
高地走行が多い（ディーゼル車のみ）	標高2,000m以上の高地での走行頻度が多い場合 （目安:走行距離の30%以上）
低速走行の繰り返し	低速走行の繰り返しが多い場合 （目安:20km／h以下が走行距離の30%以上）
長時間のアイドリングまたは、多頻度の低速走行（ディーゼル車を除く）	・ 1回の運転で走行頻度に対してアイドリング時間が長い場合 （目安:1日のアイドリングでの累積時間が2時間程度） ・ 1回の運転で低速での走行頻度が多い場合 （目安:1日で車速10～15km／hでの走行距離が30km程度）

上記よりさらに厳しい条件で使用される場合は、より短い期間での点検整備が必要になります。

新車時無料点検:

登録から1,000km走行時に、トヨタ販売店にて無料で点検を実施します。

油脂類、部品の定期的な交換:

外観の点検では劣化の判断が困難な油脂類、部品

点検整備方式

点検整備方式とは、「法令で定められた点検整備」と「トヨタが指定している点検整備」の項目と実施時期をまとめたものです。

トヨタが指定している点検整備項目および定期交換部品の実施時期が、点検整備方式に示す内容と著しく走行条件と異なる場合は、この時期より早めに点検整備する必要があります。

■ 点検整備方式の見方

① ●および◆は法令で定められた点検時期を示し、そのうち◆は距離項目を示します。

3ヶ月の距離項目は、自動車の登録日または前回の定期点検から走行距離が2,000km以下／3ヶ月の場合、1回に限り点検を省略することができます。但し続けて2回の省略はできません。

② ○はトヨタが指定している点検時期を示します。

③ ◇はトヨタが指定しているシビアコンディション時の点検時期を示します。

条件 A:悪路（凸凹路、砂利道、雪道、未舗装路）

B:走行距離が多い

C:山道、登降坂路の頻繁な走行

D:短距離走行の繰り返し

E:高地走行が多い※¹（標高2,000m以上の高地）

※¹ ディーゼル車のみ

F:低速走行の繰り返し

G:長時間のアイドリングまたは、多頻度の低速走行※²

※² ディーゼル車を除く

走行条件の詳細は、点検整備の時期と種類「シビアコンディション時の点検整備」を参照ください。

④ 「走行キロごと交換」は、使用開始より走行距離で点検または交換した方がよい部品の点検距離を示します。

⑤ 「年ごと交換」は、定期的に交換した方がよい部品の交換時期を示します。

⑥ []は第1回目の交換時期を示します。

⑦ 「」印は、シビアコンディション時の交換時期を示します。

点 検 整 備 項 目		点検整備時期				備考
		事業用自動車等	12月ごと	3月ごと	1月ごと	
点検箇所	点 検 項 目	日常点検	12月ごと	3月ごと	1月ごと	
かじ取り装置	ハンドル				●	
	ギヤ・ボックス				●	
					●	
	緩み、がた及び損傷		◆	◆	◆	①
	ロッド及びアーム類				●	
	ボールジョイントのグリスアップの亀裂及び損傷				●	
	ナックル		◆	◆		
	連結部のがた				●	③
かじ取り車輪	ホイール・アライメント				●	
	ベルトの緩み及び損傷		◇	●	●	「電動式」「ギヤ駆動式」「電動非油圧式」は点検不要
	パワー・ステアリング装置		◇	●	●	「電動非油圧式」は点検不要
原動機	油漏れ及び油量		◆	◆	●	
	本体				●	電子制御の機能は2年目から
	吸気装置				○	
	I/Fメータの清掃				○	
制御装置	水量				○	
	冷却装置				○	
	ラジエータコア目詰り				○	
インバータ	水量	○			○	
	水漏れ				○	②

定期交換部品項目	交換時期		備考
	年ごと交換 単位:年	走行キロごと交換 単位:千km	
トランスファオイル交換	②	④0	
デフレンシャルオイル交換	2	40	
点火プラグ交換(イリジウムプラグ)		*1 100 *2 200	*1 ガソリン車 (3極プラグ) *2 ガソリン車 (3極プラグを除く)
エアクリナエレメント交換		50[25]	⑦
エンジンオイル交換	*1 1[0.5] *2 1[0.5]	*1 15[7.5] *2 20[10]	*1 ガソリン車 *2 ディーゼル車
オイルフィルタ交換		*1 15[7.5] *2 20[10]	*1 ガソリン車 *2 ディーゼル車
冷却水交換(LLC注入車)	3[⑤]	80[160]	⑥